

# Acciblock

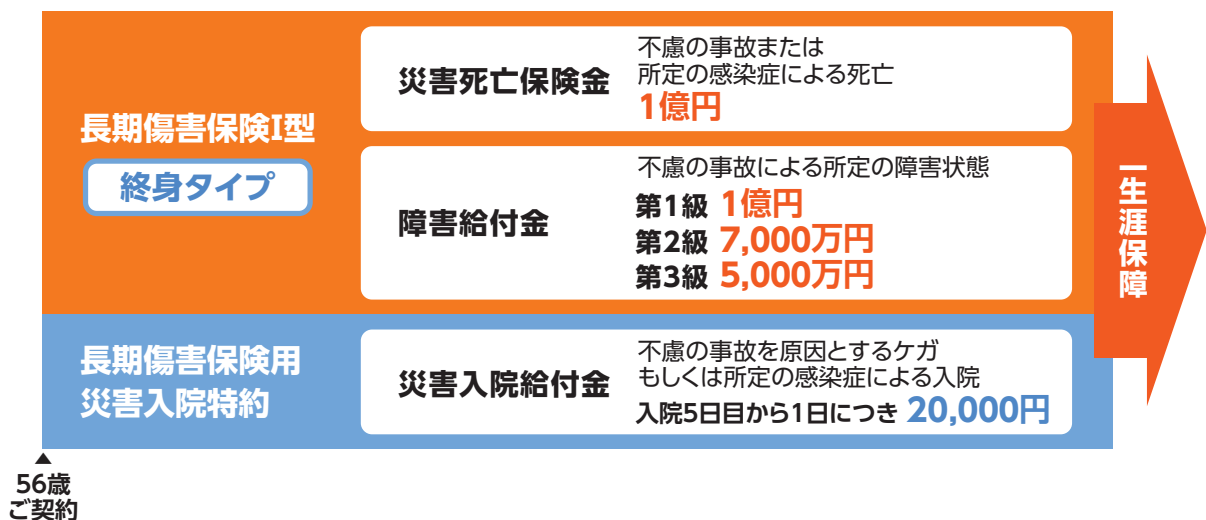
## アクシブロック

- 1** 不慮の事故や感染症による死亡のリスクや、不慮の事故により所定の障害状態となる生存中のリスクにそなえることができます。
- 2** 災害入院特約を付加することで、不慮の事故や感染症による入院保障も確保できます。
- 3** 一生涯にわたり保障を確保できる終身タイプと、一定期間の保障を確保できる有期タイプをお選びいただけます。

### 【ご契約例】

性別・年齢：男性・56歳 災害保険金額：1億円／長期傷害保険用災害入院特約 災害入院給付金日額：20,000円  
年払保険料：2,390,700円(内訳：長期傷害保険I型 2,142,900円／長期傷害保険用災害入院特約 247,800円)  
保険期間／保険料払込期間：終身

※イメージ図



※保障期間を10年に限定した有期タイプも選択可能です。  
※商品パンフレット上の保険料などの数値は、資料作成時を計算基準日としています。

## ●保険金・給付金のお支払事由・金額

万一のときにお支払いする保険金・給付金およびお支払額は、下記のとおりとなります。

### 【長期傷害保険I型】

お支払事由	お支払いする保険金	お支払額
不慮の事故*または所定の感染症により死亡されたとき	災害死亡保険金	災害保険金額
不慮の事故*により所定の障害状態になられたとき	障害給付金	第1級 災害保険金額×100%
		第2級 災害保険金額×70%
		第3級 災害保険金額×50%

\* 不慮の事故による傷害を原因とする場合、その事故の日から180日以内に死亡・障害状態に該当したときに限ります。

※被保険者が死亡したとき、または障害給付金の支払割合が通算して100%に達したときは、ご契約は消滅します。

※災害死亡保険金をお支払いする際、同一の事故による障害給付金をすでにお支払いしているときは、その額を差し引いてお支払いします。

※詳しくは、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 特約

### 災害入院特約を付加することで、入院保障も確保できます。

不慮の事故や感染症による5日以上入院を5日目から保障します。

### 【長期傷害保険用災害入院特約】

お支払事由	お支払いする保険金	お支払額
不慮の事故* <sup>1</sup> や所定の感染症により、5日以上継続して入院されたとき	災害入院給付金	災害入院給付金日額 ×入院日数* <sup>2</sup>

\*1 不慮の事故による傷害を原因とする場合、その事故の日から180日以内に開始した入院に限ります。

\*2 災害入院給付金は、入院開始日からその日を含めて5日目からお支払いします。(入院開始日以後4日間はお支払いの対象となりません。)

※同一の事故または感染症による1入院あたりの支払限度、および通算支払限度は730日です。

## ●対象となる不慮の事故・感染症の例

※イメージ図

<p>日常生活のケガ</p> 	<p>感染症 (SARS、O-157など)</p> 	<p>交通事故</p> 
<p>仕事中のケガ</p> 	<p>通勤途中のケガ</p> 	<p>スポーツ中のケガ</p> 

## ●ご契約例の推移(P1のご契約例の場合)

(単位:円)

経過年数	年齢	保険料累計額 A	解約返戻金額 B	単純返戻率 (B/A)	損金保険料	資産計上額
1年	57歳	2,390,700	1,589,800	66.49%	956,280	1,434,420
5年	61歳	11,953,500	9,569,600	80.05%	956,280	7,172,100
9年	65歳	21,516,300	17,499,800	81.33%	956,280	12,909,780
10年	66歳	23,907,000	19,481,000	81.48%	956,280	14,344,200
11年	67歳	26,297,700	21,407,200	81.40%	956,280	15,778,620
20年	76歳	47,814,000	38,278,800	80.05%	956,280	28,688,400
30年	86歳	71,721,000	54,211,000	75.58%	2,390,700	34,426,080
44年	100歳	105,190,800	56,556,400	53.76%	2,390,700	34,426,080

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

※最高解約返戻率は次のとおりです。長期傷害保険1型：82.22% 長期傷害保険用災害入院特約：75.83%

## 参考 経理処理(法人契約の場合)

### ●ご契約形態

ご契約者	被保険者	保険金・給付金受取人
法人	役員	法人

### ●保険料の経理処理

**[例] 70% < 最高解約返戻率 ≤ 85% ご契約年齢: 56歳 保険期間: 終身 年払保険料: 2,000,000円の場合**

116歳を計算上の保険期間の満了年齢とみなし、

#### 保険期間の当初4割に相当する期間(1年目～24年目)

保険料の3/5を前払保険料として資産計上し、  
残額については損金算入します。

借方		貸方	
定期保険料	800,000円	現金・預金	2,000,000円
前払保険料	1,200,000円		

#### 保険期間の当初4割経過後～3/4に相当する期間(25年目～45年目)

保険料の全額を損金算入します。

借方		貸方	
定期保険料	2,000,000円	現金・預金	2,000,000円

#### 保険期間の残り1/4に相当する期間(46年目以降)

保険料の全額を損金算入するとともに、当初4割相当期間に資産として計上した前払保険料の累計額を、残余期間の経過に応じて均等に取崩し、損金算入します。

借方		貸方	
定期保険料	3,920,000円	現金・預金	2,000,000円
		前払保険料	1,920,000円

※関係法令: 法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2

### ●10年目に保険金を受取った場合の経理処理

前払保険料として資産に計上した額を取崩し、保険金との差額は雑収入として益金に算入します。

**[例] 災害死亡保険金: 100,000,000円  
10年目までの前払保険料: 12,000,000円**

借方		貸方	
現金・預金	100,000,000円	前払保険料	12,000,000円
		雑収入	88,000,000円

### ●10年目にやむを得ず中途解約された場合の経理処理

前払保険料として資産に計上した額を取崩し、解約返戻金との差額は雑収入として益金(あるいは雑損失として損金)に算入します。

**[例] 10年目の解約返戻金: 16,000,000円  
10年目までの前払保険料: 12,000,000円**

借方		貸方	
現金・預金	16,000,000円	前払保険料	12,000,000円
		雑収入	4,000,000円

税務についてはパンフレットP4の注意事項を必ずご確認ください。

## ●お取扱いについて

### 【長期傷害保険I型】

ご契約年齢	15歳～75歳
保険期間／ 保険料払込期間	終身タイプ：終身 有期タイプ：10年満了
災害保険金額	500万円～3億円(単位:10万円)

### 【長期傷害保険用災害入院特約】

ご契約年齢	15歳～75歳
保険期間／ 保険料払込期間	終身タイプ：終身 有期タイプ：10年満了
災害入院給付金日額	2,000円～20,000円(単位:1,000円)

※ご契約時に、医師の診査は不要です。(告知書扱)

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

## 生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター

**0120-521-513**

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

### 法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、  
「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引きに対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

## エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12  
渋谷スクランブルスクエア44F  
TEL.03-6892-1986  
<https://www.nnlife.co.jp>